

丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために設置された合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に対し、予算の範囲内において、丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 法定検査 法第11条に規定する水質に関する検査をいう。
- (4) 維持管理 法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃並びに前号の法定検査をいう。
- (5) 修繕 浄化槽の適正な機能を維持するために行う補修、機器等の交換をいう。
- (6) 対象区域 市内全域のうち、公共下水道事業区域、コミュニティプラント事業区域及び農業集落排水事業区域を除く区域とする。ただし、市長が特に必要と認める区域については、対象区域とする。

(助成金の交付対象者及び要件)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

- (1) 対象区域内において、丹波篠山市に住所を有し、自己の居住を目的とした住宅又は延べ床面積2分の1以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置された合併処理浄化槽を適正に維持管理している者
- (2) 自治会館等の集会施設に設置された合併処理浄化槽を適正に維持管理している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、助成金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に規定する設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けずに、浄化槽を設

置した者

(2) 助成金の交付申請時の直近1年以内において、法に定める維持管理を行っていない者又は法定検査において、不適正の判定を受けたにもかかわらず改善を行っていない者。ただし、不適正の判定が次条に掲げる修繕を実施することによって改善すると見込まれる場合を除く。

(3) 市税を滞納している者

(助成対象経費)

第4条 助成金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる修繕に要した費用とする。

(1) ブロワの交換

(2) 水中ポンプの交換

(3) マンホールの交換

(4) 躯体、仕切板の補修

(5) 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む。）の補充補修

(6) その他浄化槽機能の維持・回復に必要な附帯設備等の補修、交換

(助成金額)

第5条 助成金額は、人槽区分にかかわらず、浄化槽1基につき前条に規定する対象経費が2万円以上の修繕に対し、2分の1を乗じて得た額の範囲内とし、上限10万円とする。助成金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 前条に規定する助成金の交付を受けようとする者は、丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 直近1年以内に清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票の写し

(2) 直近1年以内に受けた浄化槽保守点検の記録票（3回分以上）の写し

(3) 直近1年以内に受けた法定検査の結果の写し

(4) 修繕に要した額の明細書及び領収書の写し

(5) 市税納税証明書（申請書提出の3か月以内に発行されたもの）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による助成金の交付申請は、同一年度内に行った合併処理浄化槽の修繕に要した費用を対象とし、当該年度に1回限りとする。また、助成金交付を受けた後、5年以内に同一の修繕箇所に係る交付申請をすることはできない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査し、必要に応じ

て行う現地調査等により助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、助成金の交付の決定をした者に対しては、丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により、交付しない旨の決定をした者に対しては、丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第8条 前条第2項の規定により助成金の交付決定及び交付額確定を受けた者（以下「対象者」という。）は、丹波篠山市合併処理浄化槽修繕費用助成金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、助成金を交付するものとする。

（助成金交付の取消し）

第9条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合、助成金の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。